

新潟市防災会議水防部会設置要綱の一部改正について (案)

水防部会の概要

- 水防計画等水防に関する調査審議を行うため、専門部会として「水防部会」を設置
- 議事については水防部会で議決し、その議決をもって、防災会議の決定としている。

要綱の改正理由

- 「防災会議条例」と「水防部会要綱」の両方に、「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること」を規定
- 水防計画等水防に関する事項については、「水防部会での議決をもって、防災会議の決定とする」ことを明確にするため、要綱を改正

主な要綱改正箇所

新	旧
<p>第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。<u>以下「条例」という。</u>）第7条第1項の規定に基づき、<u>水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、</u>新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。</p> <p><u>(議決等)</u></p> <p><u>第4条 条例第3条第5号の規定にかかわらず、同号に規定する事項に係る調査審議及び議決については、水防部会でこれを行うことができる。</u></p> <p><u>第5条</u> 水防部会の庶務は、<u>危機対策課</u>において処理する。</p> <p><u>第6条</u> (略)</p>	<p>第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号）第7条第1項の規定に基づき、<u>水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、</u>新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。</p> <p>(追加)</p> <p>第4条 水防部会の庶務は、<u>危機管理防災課</u>において処理する。</p> <p>第5条 (略)</p>

1 新潟市防災会議条例

昭和37年12月22日

条例第31号

注 平成4年3月から改正経過を注記した。

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、本市に設置する防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(平12条例15・一部改正)

(名 称)

第2条 防災会議の名称は、新潟市防災会議とする。

(所 掌 事 務)

第3条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 新潟市地域防災計画（法第42条第1項の規定により本市の地域につき作成すべき地域防災計画をいう。）を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて本市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、本市及び関係各機関相互間の連絡調整を図ること。

(5) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平18条例59・平25条例26・一部改正)

(会長及び委員)

第4条 防災会議は、会長及び70人以内の委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 指定地方行政機関（法第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）その他の国の地方行政機関の長又はその職員
- (2) 新潟県の知事の部内の職員
- (3) 新潟県警察の警察官
- (4) 本市の教育委員会の教育長
- (5) 本市の消防局長及び消防団長
- (6) 前2号以外の本市の職員
- (7) 本市の地域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号に規定するものをいう。以下同じ。）又は指定地方公共機関（同条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）の長若しくはその職員で市長が定める職にある者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、防災に関する知識又は経験を有する者

6 前項第7号又は第8号の規定により委嘱され、又は任命された委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の当該委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項に規定する委員は、再任用されることができる。

(平4条例34・平10条例46・平25条例26・一部改正)

(専 門 委 員)

第5条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係指定地方行政機関その他の国の地方行政機関の職員、新潟県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平25条例26・一部改正)
(幹 事)

第 6 条 防災会議に幹事を置く。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。
4 第4条第6項の規定は、幹事について準用する。
(平4条例34・平25条例26・一部改正)
(部 会)

第 7 条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
4 部会長は、部会の事務を掌理する。
5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。
(委 任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の組織及び所掌事務に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年1月5日から施行する。

附 則 (昭和43年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第64号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和52年2月1日から施行する。

附 則 (昭和59年条例第22号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第34号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第46号)

この条例は、平成11年1月1日から施行する。

附 則 (平成12年条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(新潟市水防協議会条例の廃止)

- 2 新潟市水防協議会条例(昭和56年新潟市条例第3号)は、廃止する。

附 則 (平成25年条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号）第7条第1項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議するため、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。

(部会長及びその代理者)

第2条 部会長は、会務を総理し、水防部会を代表する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第3条 水防部会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長があたる。

(庶務)

第4条 水防部会の庶務は、危機管理防災課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、水防部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要綱は平成19年3月20日から施行する。

新潟市防災会議水防部会設置要綱

改正後

(設置)

第1条 新潟市防災会議条例（昭和37年新潟市条例第31号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、新潟市防災会議水防部会（以下「水防部会」という。）を置く。

(部会長及びその代理者)

第2条 部会長は、会務を総理し、水防部会を代表する。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第3条 水防部会は、部会長が招集し、会議の議長は部会長があたる。

(議決等)

第4条 条例第3条第5号の規定にかかわらず、同号に規定する事項に係る調査審議及び議決については、水防部会でこれを行うことができる。

(庶務)

第5条 水防部会の庶務は、危機対策課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、水防部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年3月16日から施行する。